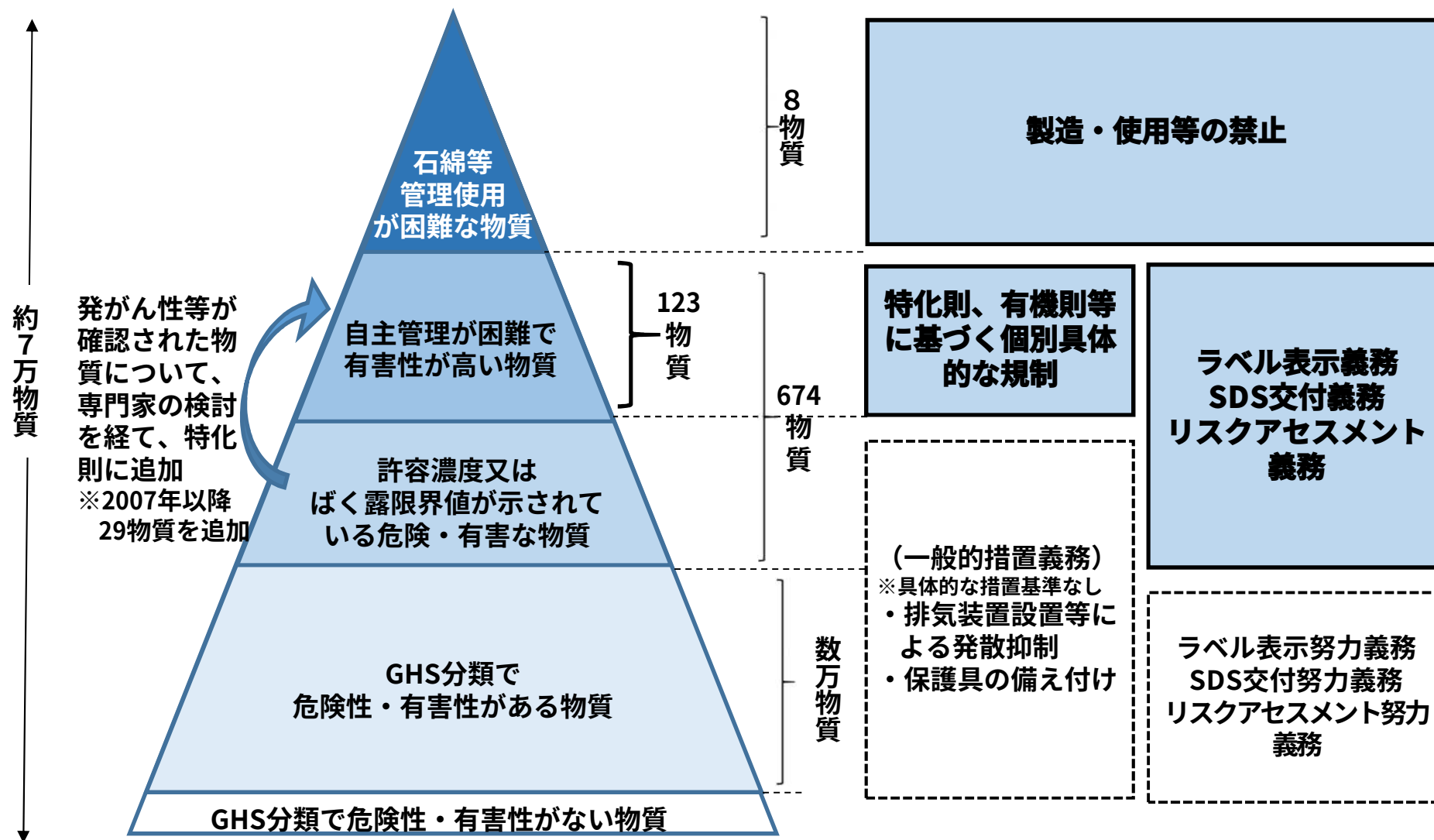


新たな化学物質管理に係る オンライン説明会（建設業）

令和5年1月25日
帯広労働基準監督署

○労働安全衛生法令における化学物質管理の体系

労働安全衛生法令における化学物質管理の体系



○職場における化学物質管理の課題

○改正の全体像

職場における化学物質管理の課題

- 化学物質による休業４日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約８割を占めています。

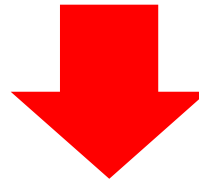
	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のＳＤＳ交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
ＳＤＳ交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更した結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生している状況となっています。

改正の全体像（今後の規制のあり方）

現在

（限られた数の）特定の化学物質に対して
（特別則で）個別具体的な規制を行う方式



特別則で未規制の物質を
主眼として

今後

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者
に求められます。

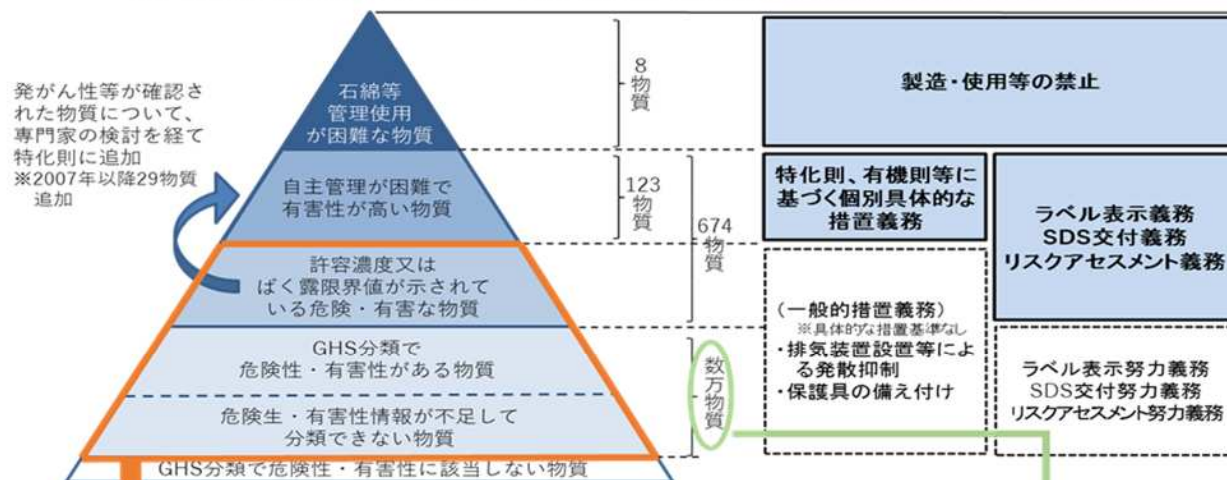
- ばく露を最小限とすること
（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、ばく露が濃度基準を下回ること
- 達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、事業者が適切に選択すること



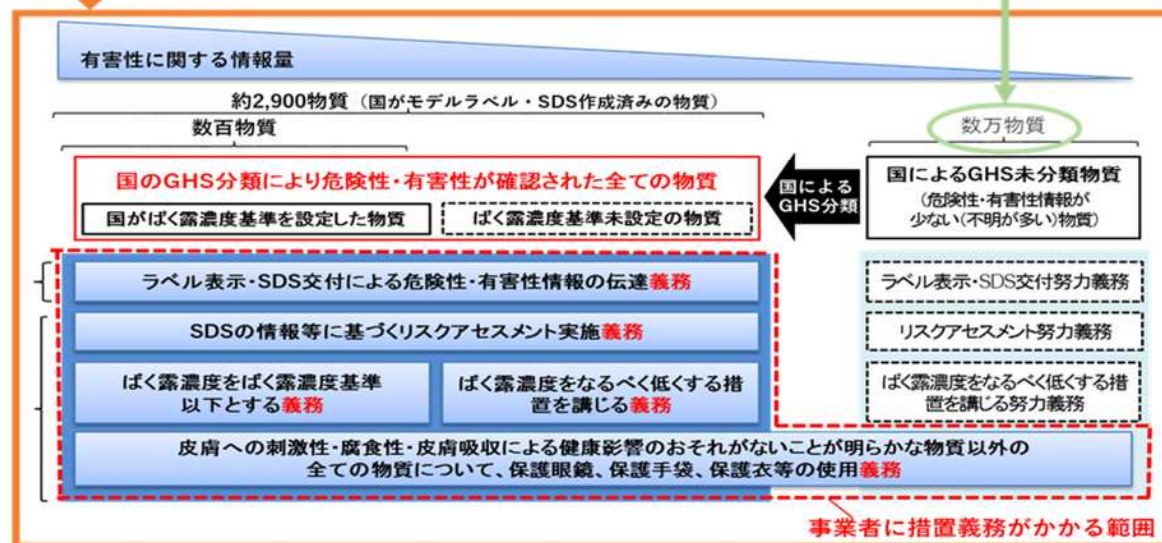
事業者自身が手段を自分で決める必要があります

改正の全体像（今後の規制のあり方）

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



改正の概要について

今回の法改正では、次の3点が見直されます。

- ① 化学物質管理体系の見直しについて
- ② 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立について
- ③ 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化について

改正の概要について

今回の法改正では、次の3点が見直されます。

- ① 化学物質管理体系の見直しについて
- ② 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立について
- ③ 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化について

名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

リスクアセスメント対象物



- 安衛法**第57条～第57条の3の対象となる化学物質**として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加します。
- 令和3年度の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、有害性を有する物質（234物質）を安衛令別表第9に追加し、規制対象とします。



	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○ラベル表示・SDS交付義務化	234物質	約700物質	約850物質

令和6年度以降も順次、対象物質が追加される予定となっています。

※改正後施行までの期間は2年程度あります

リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

- ① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により**最小限度にする**必要があります。

2023(R5).4.1施行

i 代替物等の使用



ii 排気装置等の設置及び稼働



iii 作業の方法の改善



iv 有効な呼吸用保護具の使用



※ 低減措置の優先度

大 ← i ii iii iv → 小

2024(R6).4.1施行

- ② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「**濃度基準値設定物質**」という。）については、労働者がばく露される程度を**濃度基準値以下**としなければいけません。

リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(2) リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2023(R5).4.1施行
(1)①に係る部分)

2024(R6).4.1施行
(1)②に係る部分)

リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置に基づく**措置の内容**及び**労働者のばく露の状況**について、次の事項を行う必要があります。

(一)労働者の意見を聴く機会を設けること

(二)記録を作成し、3年間（がん原性物質」については30年間）保存すること。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努める必要があります。

リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

○ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるべく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

2023(R5).4.1施行

- ・ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるべく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、**労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは**、医師等が必要と認める項目についての**健康診断を行い**、その結果に基づき必要な措置を講じなければいけません。
- ・ (1) ②の**濃度基準値設定物質**について、労働者が(1) ②の**濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは**、速やかに、医師等による**健康診断を実施**しなければいけません。
- ・ 上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）保存する必要があります。



皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる**有害性**
に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を取り扱う業務
に労働者を従事させる場合には、労働者に**皮膚障害等防止用保護具**を使用させる必要があり
ます。

① 健康障害を起こすおそれの**あることが明らかな**物質を取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● **努力義務**

2023(R5).4.1施行

● **義務**

2024(R6).4.1施行

② 健康障害を起こすおそれが**ない**ことが明らかなもの**以外**の物質を取り扱う業務に従事
する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：**努力義務**

健康 障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2023(R6) 4.1
明らかな ①	努力義務	義務
ないことが明らかなでない ②	努力義務	
ないことが明らかな	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

改正の概要について

今回の法改正では、次の3点が見直されます。

- ① 化学物質管理体系の見直しについて
- ② 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立について
- ③ 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化について

化学物質管理者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

○ 選任が必要な事業場

- ・ リスクアセスメント対象物を取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）
 - ※個別の作業現場每ではなく、**工場、店社、営業所等事業場毎**に化学物質管理者を選任する
 - ※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

○ 選任要件

- ・ 化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
 - ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
 - 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

○ 職務

- ・ ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

○ 選任が必要な事業場

- ・ リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

○ 選任要件

- ① 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ⑤ 有機溶剤作業主任者、鉛作業主任者、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
- ⑥ 安全衛生推進者等育成講習を修了した者その他安全衛生推進者等の選任に関する基準の各号に示す者（安全衛生推進者に係るものに限る。）

ただし、上記①～⑥に該当する者がいない場合は、保護具の管理に関する教育を受講した者を選任する必要があります。

○ 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

改正の概要について

今回の法改正では、次の3点が見直されます。

- ① 化学物質管理体系の見直しについて
- ② 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立について
- ③ 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化について

○化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

○SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日)施行

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることとなりました。

(現行)

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、 FAX送信など）



(改正後)

事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能となります。

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付

- ・ FAX送信、電子メール送信



- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める



実際の流れ

実際の流れ

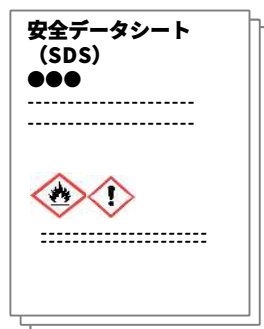
1 作業で使用している化学物質のSDSを入手します。

※ SDSの入手については、販売元の担当者や販売元のホームページ、化学物質の製造元のホームページ等を確認してください。

※ SDS入手対象とする化学物質は、原則として全ての化学物質の製品を対象としてください。

例：剥離剤、希釈剤、洗浄剤、業務用合成洗剤、酸・アルカリ

SDS（安全データシート）



- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 <u>危険有害性の要約（GHS分類）</u> | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 <u>適用法令</u> |
| 8 <u>ばく露防止および保護措置</u> | 16 その他の情報 |

CHECK!!

実際の流れ

2 入手したSDSの記載事項のうち、**適用法令**の項目を確認し、リスクアセスメント対象物質であるかどうかを確認します。

15. 適用法令

労働安全衛生法：

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等（施行令別表第3、特定化学物質障害予防規則第2条第1項第3号の3）

特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第38条の

業環境評価基準（法第65条の2第1項）

危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）

名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）（政令番号 第70号）

名称等を表示すべき有害物（法第57条、施行令第18条）（政令番号第2号の8）

化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）：

第1種指定化学物質
（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
（政令番号 第53号）

消防法：

第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体
（法第2条第7項危険物別表第1）

船舶安全法：

引火性液体類
（危規則第2、3条危険物告示別表第1）

航空法：

引火性液体
（施行規則第194条危険物告示別表第1）

この記載があればリスクアセスメントの実施義務があります

※職場のあんぜんサイトより引用（エチルベンゼン）

実際の流れ

3 入手したSDSをもとにリスクアセスメントを実施し、ばく露防止対策を検討します。

リスクアセスメントの実施には、次のような方法があります。
(職場のあんぜんサイトより)

名称 (リンクをクリックすると概要説明に移動します)	対象	特色	マニュアル・参考	ツールへのリンク
厚生労働省版コントロール・バンディング	有害性	ILO（国際労働機関）が中小企業向けに作成した作業者の安全管理のための簡易リスクアセスメントツールをわが国で簡易的に利用できるように厚生労働省がWeb システムとして改良、開発したもの。液体・粉体作業用と主に粉じん用に定める粉じん作業用の2つのシステムあり。化学物質の有害性情報、取扱ひ物質の揮発性・飛散性、取扱量から簡単にリスクの見積もりが可能。 平成31年3月から、「液体・粉体作業」でもハザードレベルとして許容濃度を選択することが可能になりました。 【初級】	- 液体・粉体作業 - 粉じん作業	- 液体・粉体作業 - 粉じん作業
爆発・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール	危険性	化学物質や作業に潜む代表的な危険性やリスクを簡単に「知る」ことに着目した支援ツール。ガイドブックでは、化学物質の危険性に関する基本的な内容に加え、代表的なリスク低減対策についても整理されているため、教科書として危険性に関する基礎を学ぶことが可能。 【初級】	- マニュアル - 入門ガイド - 概要版 - 全体版	爆発・火災等
作業別モデル対策シート	有害性	主に中小規模事業者など、リスクアセスメントを十分に実施することが難しい事業者を対象に、専門性よりも分かりやすさや簡潔さを優先させ、チェックリスト、危険やその対策を記載したシート。リスクレベルは考慮せずに作業毎に代表的な対策を記載。平成31年3月に粉じん作業を中心に拡充、更新を行った。 【初級】	-	作業別モデル対策シート
CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）	有害性・危険性	主にサービス業や試験・研究機関などの化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツール。取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する方法。平成31年3月に、経皮吸収による健康リスクと危険性のリスクを同時に見積もることが可能となりました。 【初級】	- マニュアル - 設計基準	CREATE-SIMPLE ver.2.4.2版 (2022.5更新)
検知管を用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック	有害性	簡易な化学物質の気中濃度測定法のひとつである検知管を用いたリスクアセスメント手法のガイドブック。SDS交付義務対象物質のうち検知管で検知可能な化学物質の一覧や検知管の原理などについても整理されている。Microsoft Excelを活用した評価ツールに測定結果を入力することで、簡単にリスクの見積もりが可能。 【中級】	ガイドブック	支援シート
リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック	有害性	簡易な化学物質の気中濃度測定法のひとつであるリアルタイムモニターを用いたリスクアセスメント手法のガイドブック。リアルタイムモニターの活用事例やSDS交付義務対象物質のうちリアルタイムモニターで検知可能な化学物質の一覧やリアルタイムモニターの原理などについても整理されている。Microsoft Excelを活用した評価ツールに測定結果を入力することで、簡単にリスクの見積もりが可能。 改訂第2版では、発展編（リアルタイムモニターを用いた混合物の評価）を追加。	- ガイドブック 改訂第2版 - 支援ツール操作マニュアル - クイックスタートマニュアル	支援ツール ver.2.0版

実際の流れ

リスクアセスメント実施方法（例：CREATE-SIMPLE）

リスクアセスメント実施レポート

- 説明 -

- リスクアセスメントシートで実施した結果が表示されます。
- このシートでリスク低減措置の内容を検討し、労働者に周知を行いましょう。

No : 2

実施日 : 2022/11/8

実施者 :

結果呼出 入力内容クリア

タイトル	タイトルなし
実施場所	
製品名等	
作業内容等	
CAS番号	108-88-3
物質名	トルエン

実際の流れ

リスクアセスメント実施方法（例：CREATE-SIMPLE）

【STEP 2】取扱い物質に関する情報を入力してください。

非表示にする

○ばく露限界値

日本産業衛生学会 許容濃度	50	ppm	ACGIH TLV TWA	20	ppm
日本産業衛生学会 最大許容濃度		ppm	ACGIH TLV STEL		ppm
「皮」または「Skin」の表示	あり		ACGIH TLV C		ppm

○GHS分類情報

爆発物		自然発火性液体		急性毒性（経口）		皮膚感作性	
可燃性／引火性ガス		自然発火性固体		急性毒性（経皮）		生殖細胞変異原性	
エアゾール		自己発熱性化学品		急性毒性（吸入：ガス）		発がん性	
炎燃性／酸化性ガス		水反応可燃性化学品		急性毒性（吸入：蒸気）	区分4	生殖毒性	区分1
高圧ガス		酸化性液体		急性毒性（吸入：粉末、スチ）		特定標的臓器毒性（単回）	区分1
引火性液体	区分2	酸化性固体		皮膚腐食性／刺激性	区分2	特定標的臓器毒性（反復）	区分1
可燃性固体		有機過酸化物		眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2	環境有害性	区分1
自己反応性化学品		金属腐食性物質		呼吸器感作性			

※区分2Aなど、区分2が細区分されている場合には区分2として扱う。区分に該当しない場合（分類対象外、区分外、分類できない）には空欄とする。

○物理化学的性状

?

分子量	92.14	-	水溶解度	526	mg/L
水／オクタノール分配係数（log Kow）	2.73	-	蒸気圧	28.4	mmHg
引火点	4.4	℃	皮膚透過係数（Kp）【自動入力】	0.036241	cm/h

入手したSDSをもとに入力してください

実際の流れ

リスクアセスメント実施方法（例：CREATE-SIMPLE）

【STEP 3】以下の質問に答えましょう。

Q.1 揮発性（沸点）はどのくらいですか。 ?

必須	中揮発性（沸点：50℃以上～150℃未満）
----	-----------------------

Q.2 製品の取扱量はどのくらいですか。 ?

必須	少量（100mL以上～1000mL未満）
----	----------------------

Q.3 対象物質の含有率はどのくらいですか。 ?

必須	5%以上～25%未満
----	------------

Q.4 スプレー作業など空气中に飛散しやすい作業を行っていますか。 ?

必須	いいえ
----	-----

Q.5 化学物質を塗布する合計面積は1m²以上ですか。 ?

必須	はい
----	----

Q.6 作業場の換気状況はどのくらいですか。 ?

必須	換気レベルC（工業的な全体換気）
----	------------------

Q.7 1日あたりの化学物質の作業時間（ばく露時間）はどのくらいですか。 ?

必須	6時間超～7時間以下
----	------------

Q.8 化学物質の取り扱い頻度はどのくらいですか。 ?

必須	週1回以上	⇒	必須	5	日/週
----	-------	---	----	---	-----

Q.9 どのような呼吸用保護具を装着していますか。【オプション】 ?

	種類	フィットテストの有無
任意	防毒マスク（半面型）	簡易法（フィットチェック）

Q.10 化学物質が皮膚に接触する面積はどれくらいですか ?

判定結果（有害性リスク）

危険有害性の程度 ?

管理目標濃度（吸入）	0.05	～	0.5	ppm
ばく露限界値（吸入）		20		ppm
ばく露限界値（経皮）		565		mg/day
眼や皮膚への局所影響		S		

※リスクの判定ではばく露限界値を優先します。

→ 実際の作業に応じて選択してください

ばく露の程度 ?

推定ばく露濃度	0.45	～	4.5	ppm
推定経皮吸収量		32.2		mg/day

II

リスクレベル ?

合計 （吸入＋経皮）	II
吸入	II
経皮吸収	I

実際の流れ

リスクアセスメント実施方法（例：CREATE-SIMPLE）

必須	片手の手のひら付着	
Q.11 取り扱う化学物質に適した手袋を着用していますか？		
必須	取扱物質に関する情報のない手袋を使用している	
Q.12 手袋の適正な使用方法に関する教育は行っていますか？		
必須	基本的な教育や訓練を行っている	

Q.13 化学物質の取扱温度はどのくらいですか？

必須	室温以上	⇒	必須	25	℃
----	------	---	----	----	---

Q.14 着火源を取り除く対策は講じていますか？

必須	はい	
----	----	--

Q.15 近傍で有機物や金属の取扱いがありますか？

必須	いいえ	
----	-----	--

Q.16 取扱物質が空気又は水に接触する可能性がありますか？

必須	いいえ	
----	-----	--

眼や皮膚への 局所影響	S
作業環境は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。 手袋を着用しましょう。 目や皮膚に有害な影響があります。適切な労働衛生保護具を着用しましょう。	

→ 実際の作業に応じて選択してください

III
引火性が高いため、着火源の除去、換気を徹底しましょう。

※プロセス等で化学物質を用いる場合には、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。

リスクを判定

実施レポートに出力

実際の流れ

リスクアセスメント実施方法（例：CREATE-SIMPLE）

各項目入力後、リスクを判定をクリックするとリスクが判定されます



判定結果（有害性リスク）				
危険有害性の程度				
管理目標濃度（吸入）	0.05	～	0.5	ppm
ばく露限界値（吸入）		20		ppm
ばく露限界値（経皮）		565		mg/day
眼や皮膚への局所影響		S		
※リスクの判定ではばく露限界値を優先します。				

×

ばく露の程度				
推定ばく露濃度	0.45	～	4.5	ppm
推定経皮吸収量		32.2		mg/day

II

リスクレベル	
合計（吸入＋経皮）	II
吸入	II
経皮吸収	I
眼や皮膚への局所影響	S

作業環境は良好です。換気、マスクや保護服、作業手袋などの管理に努めましょう。
手袋を着用しましょう。
目や皮膚に有害な影響があります。適切な労働衛生保護具を着用しましょう。

判定結果（危険性リスク）	
III	
引火性が高いため、着火源の除去、換気を徹底しましょう。	

※プロセス等で化学物質を用いる場合には、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。

実際の流れ

リスクアセスメント実施方法（例：CREATE-SIMPLE）

	項目	現状	対策後
有害性	管理目標濃度（吸入）[ppm]	0.05 ～ 0.5	0.05 ～ 0.5
	ばく露限界値（吸入）[ppm]	20	20
	ばく露限界値（経皮）[mg]	565	565
	目や皮膚に有害な影響	S	S
	Q1.揮発性・飛散性	中揮発性（沸点：50℃以上～150℃未満）	中揮発性（沸点：50℃以上～150℃未満）
	Q2.取扱量	少量（100mL以上～1000mL未満）	少量（100mL以上～1000mL未満）
	Q3.含有率	5%以上～25%未満	5%以上～25%未満
	Q4.スプレー作業の有無	いいえ	いいえ
	Q5.塗布面積1m ² 超	はい	はい
	Q6.換気レベル	換気レベルC（工業的な全体換気）	換気レベルE（密閉式局所排気装置）
	Q7.作業時間	6時間超～7時間以下	6時間超～7時間以下
	Q8.作業頻度	5 日/週	5 日/週
	Q9.呼吸用保護具[任意] フィットテストの方法	防毒マスク（半面型） 簡易法（フィットチェック）	防毒マスク（半面型） 簡易法（フィットチェック）
経皮	Q10.接触面積	片手の手のひら付着	片手の手のひら付着
	Q11.化学防護手袋	取扱物質に関する情報のない手袋を使用している	取扱物質に関する情報のない手袋を使用している
	Q12.保護具の教育	基本的な教育や訓練を行っている	基本的な教育や訓練を行っている
爆発・火災	Q13.取扱温度	室温以上	室温以上
	Q14.着火源の対策	はい	はい
	Q15.有機物、金属の取扱い	いいえ	いいえ
	Q16.空気、水との接触	いいえ	いいえ
リスク判定	推定ばく露濃度[ppm]	0.45 ～ 4.5	0.0045 ～ 0.045
	推定経皮吸収量[mg]	32.2	32.2
	合計（吸入＋経皮）	II	I
	吸入	II	I
	経皮吸収	I	I
	眼や皮膚への影響	S	S
	爆発火災	III	II

リスク低減対策の検討		
※以下のQ1～Q16の選択肢を変更し、【再度リスクを判定】をクリックすることによって、リスク低減対策後の結果が表示されます。		
中揮発性（沸点：50℃以上～150℃未満）		
少量（100mL以上～1000mL未満）		
5%以上～25%未満		
いいえ		
はい		
換気レベルE（密閉式局所排気装置）		
6時間超～7時間以下		
週1回以上	5	日/週
防毒マスク（半面型）		
簡易法（フィットチェック）		
片手の手のひら付着		
取扱物質に関する情報のない手袋を使用している		
基本的な教育や訓練を行っている		
室温以上	25	℃
はい		
いいえ		
いいえ		
再度リスクを判定		

リスク低減対策を検討項目に入力すると対策後のリスクを再判定できます

※ リスクアセスメントの実施の際には、SDSのばく露防止及び保護措置等も参考にしてください。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等については日本産衛学会の「許容濃度の勧告」及びACGIHの「TLVs and BEIs」について記載しています。

管理濃度

20 ppm

許容濃度等

日本産衛学会(2021年版)

許容濃度: 20 ppm、87 mg/m³(皮)

ACGIH(2022年版)

TLV-TWA: 20 ppm

設備対策

取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

作業場では全体換気を行う。

設備は密閉系とし局所排気装置を用いる。

防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。

静電気放電に対する措置を講ずること。

保護具

呼吸用保護具

状況に応じた適切な呼吸用保護具を着用する。

防毒マスクの選択については、以下の点に留意する。

-防毒マスクは、日本工業規格(JIS T8152)に適合した、作業に適した性能及び構造のものを選ぶ。その際、取扱説明書等に記載されているデータを参考にする。

-濃度に対応した有機ガス用吸収缶を使用する

-作業者が粉塵に暴露される環境で防毒マスクを使用する場合には、防じん機能付き吸収缶を使用する

-酸素濃度が18%未満の場所では使用しない。

手の保護具

保護手袋を着用する。

不浸透性手袋の使用を検討すること。

眼の保護具

保護眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具

保護衣を着用する。

※職場のあんぜんサイトより
引用(エチルベンゼン)

実際の流れ

- 4 リスクアセスメントの結果を踏まえて労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にする対策を講じます。

なお、濃度基準値が設定された物質については次のような方法で濃度基準値以下であることを確認します。

● 個人ばく露測定



● 作業環境測定



● CREATE—SIMPLE等推定ツールの使用



職場における化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する相談窓口

1. 電話、メール等による相談窓口を設置

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

E-mail: soudan@technohill.co.jp

受付時間： 平日10 00 ～ 17 00 （ 12 00 ～ 13 00 を除く）

令和4年4月1日から令和5年3月17日まで(土日祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。)

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 ※令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

中小規模事業場を対象に、事業場の要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメント等の支援を実施

支援内容

- ・ 新たな化学物質規制への対応について
- ・ 化学物質のリスクアセスメント方法
- ・ GHSラベルやSDSの読み方
- ・ リスクを低減するための対策 など

TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145

申込受付時間： 令和4年4月1日～令和5年1月31日正午まで（訪問可能期間は2月28日まで）

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 ※令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要 (掲載情報)
●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■厚生労働省	✓ CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル) (簡易なリスクアセスメント支援ツール)
	✓ 化学物質リスク簡易評価法 (コントロール・バンディング) ・液体等取扱作業 (粉じん作業を除く) ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業
	✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
	✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール
	✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能 (一定の専門知識を要する)。
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●ECETOC-TRA サイト ■欧州化学物質生態毒性・毒性センター (ECETOC)	✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール (ECETOC-TRA)。EXCELファイル (英語版) をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 ((一社) 日本化学工業協会が日本語版を提供 (会員又は有料利用))
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●EMKG Software 2.2 ■the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)	✓ 独安衛研 (BAuA) が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール (英語版)
	✓ EMKG-EXPO-TOOL (EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出)

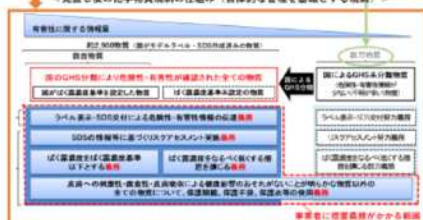
参考リーフレット

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の発症性疾病を除く。）は年増450件程度で推移しており、がん等の発症性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

＜現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）＞



＜見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）＞



- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物^Ⅲ）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

- このうち、国によるGHSに関する結果、毒性が元、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加された。
ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までに、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務化対象への追加候補物質は、（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学生物情報管理研究所のウェブサイトにもCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.inioh.tohoku.ac.jp/groups/ohs/arkataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

**改正内容が簡易的に記載されているリーフレットです
(チェックリスト付き)**

職場における 労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

- POINT 1** ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1
 - POINT 2** リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばい露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
 - POINT 3** 化学物質を製造・取り扱い労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3
 - POINT 4** 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理計画、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……図1は、図5の分類と色属性・質感性・機能性・情報性に対する土の物質的構成要素に基く。

表2-1-1 厚皮片類大體が定まる物質（濃度基準に設定物質）の示数

※3-1-1 皮膚への刺激性・異物性・皮膚吸収による健康影響の恐れがないことが判明した。

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

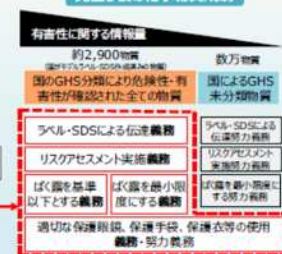
- Figure 1 consists of three circular illustrations showing safety measures for SDS handling. Illustration 1 shows two workers in green protective suits and masks working with a large container labeled 'SDS'. Illustration 2 shows a worker in a green suit using a tool to handle a container labeled 'SDS'. Illustration 3 shows a worker in a green suit holding a container labeled 'SDS'.

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第1号）」、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」の主な内容の概要がわかるよう簡略化することを目的としたものです。改正の経緯については、これらの政令、省令を「ご確認ください」。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署